

東電ガスととくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（東電ガス for au） 新旧対照表（2019年10月10日実施）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>略</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、東電 EP の定める需給約款及び料金表並びに当社の au（LTE）通信サービス契約約款又は au（WIN）通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>略</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の au（LTE）通信サービス契約約款及び au（WIN）通信サービス契約約款（以下、併せて「au 通信サービス約款」といいます。）並びに東電 EP の定める需給約款及び料金表に定めるところによります。</p> <p>3～5 略</p>
<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>略</p> <p>3 お客さま等は、当社の請求権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます。）を、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「求償債務」といい、本債務と併せて「本債務等」といいます。）を、それぞれお支払いいただくものとします。本サービスは、お客さまの東電 EP に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。なお、当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約が終了した場合でも、第7条又は第10条第1項に定める場合を除き、本サービスは継続するものとします。この場合、当社は、本サービスに基づき、お客さまのガス料金に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。</p>	<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>略</p> <p>3 お客さま等は、当社の請求権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます。）を、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「求償債務」といい、本債務と併せて「本債務等」といいます。）を、au 通信サービス約款に基づき、それぞれお支払いいただくものとします。本サービスは、お客さまの東電 EP に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。なお、お客さま等と当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約が終了した場合でも、第7条又は第10条第1項に定める場合を除き、本サービスの利用契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）は継続するものとします。この場合、当社は、本サービス利用契約に基づき、お客さまのガス料金に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。</p>
<p>第3条（本サービスの提供条件及び有効期間）</p> <p>略</p>	<p>第3条（本サービスの提供条件及び有効期間）</p> <p>略</p>

改定前（旧）	改定後（新）
<p>4 当社は、料金表に定める適用条件を満たす場合は、お客さまからの申込を承諾し、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービスの利用契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>5 略</p>	<p>4 当社は、料金表に定める適用条件を満たす場合は、お客さまからの申込を承諾し、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービス利用契約が成立するものとします。</p> <p>5 略</p>
<p>第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等と当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約について、au 通信サービスの料金の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解約された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等と当社との間の au 通信サービス又は当社の提供する他のサービス等の利用に係る契約について、au 通信サービス等の料金又は当社の提供する他のサービスの利用料金等（当社がガス料金に相当する金額と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解約された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>2～4 略</p>
<p>附則</p> <p>1. 実施日</p> <p>本規約は、2019年2月21日より施行します。</p> <p>以上</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2019年10月10日から実施します。</p>